福岡地方裁判所委員会(第47回)議事概要

1 開催日時

平成30年3月8日(木)午後3時00分から午後4時50分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

(委員)

白石哲委員長,志村英生副委員長,石山惠美子委員,大場信惠委員,川北哲義委員,小林康夫委員,相田安浩委員,田中利美委員,手嶋一雄委員,初村清香委員,柵木澄子委員,松原妙子委員,森村純子委員,山口朋広委員(委員長・副委員長以外の委員は五十音順)

(福岡地方裁判所)

江頭誠民事首席書記官

(福岡簡易裁判所)

榎下義康裁判官,井原登志郎裁判官,柴田啓憲首席書記官,香月真也訟廷管理官,宮ノ原和弘訟廷副管理官

(庶務:福岡地方裁判所事務局)

高瀬仁秀総務課長, 田崎良作総務課課長補佐

- 4 議事(□:委員長,△:副委員長,○:学識経験者委員,◎:法曹委員,◇: 裁判所)
 - (1) 委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条1項に基づき白石哲委員が委員長に選任された。

- (2) 民事調停制度と現状について(井原裁判官説明)
- (3) 手続案内センター及び民事調停室等の見学
- (4) 民事調停の利用促進についての取組(井原裁判官及び宮ノ原訟廷副管理官説明)

(5) 意見交換

□ 簡易裁判所の民事調停事件の事件数は、貸金業関係や信販関係の債務者の申立による「特定調停」が激増した平成15年が61万件程度だったのが、現在では3万件程度にまで減少している。特定調停事件はともかくとして、一般に民事調停制度は、とてもメリットの多い良い制度であるのに利用されなくなったのはどうしてだろうか、どうしたら利用してもらえるだろうかということについてご意見を伺いたい。

まず、弁護士委員から、今まで民事調停を利用されてきて、良かった点、 又は使い勝手が悪かった点等についてお聞きしたい。

◎ 何回も利用していたが、最近はあまり利用していない。ずいぶん前であるが、調停を利用した際、調停委員が、当事者双方に対し、それぞれの相手方の言い分を伝書鳩のように伝えるだけに終始していたこと、また、こちらとしては訴訟手続をとりたくないから民事調停を利用したのに、複雑な事案だったことから訴訟手続をとることをしきりに勧めたことがあり、あまり利用しなくなった。ただし、専門家の調停委員に担当してもらった際は、よく話を聞いてもらい、なるほどという意見をいただき、当事者双方がお互いに歩み寄ることができるように説得していただいたことから、訴訟手続だと半年はかかるものが、早期に解決できてよかったということもある。

ところで、家庭裁判所では訴訟や遺産分割調停などの手続ごとに廊下にテープが張られ行き先が分かりやすく案内されているが、簡易裁判所の手続案内センターは、本館から渡り廊下を渡った別館にあり、奥まった場所に位置しているので、非常に分かりづらい。また、全ての来庁者が思うわけではないと思うが、総合案内の職員に声をかけやすくした方が良いと思われる。

□ かつては、「なあなあ調停」とか「まあまあ調停」などと言われるものもあり、まあまあ円満にとか、まずまずこれくらいで足して二で割るとかいうような調停があったとの指摘もある。国民の権利意識が高揚している現在で

は、そのような調停では利用者の納得を得られることはできず、調停委員会 が事実関係を整理認定した上で、合理的な解決策を当事者に提示して積極的 に説得調整を行っている。裁判所では調停の紛争解決機能を高め、質の高い 調停運営を目指しているところである。

◎ 調停委員に人材を得ることが重要である。調停委員がうまくまとめて成立 することもあれば、不成立になることもある。

また、調停センターの機能強化の話の中で、調停主任裁判官の積極的関与について、積極的に関与できる調停主任裁判官がいるのか疑問である。私が民事調停を利用した際も、最後だけ調停官が関与し、途中は全く関与しないということもあった。調停官がどれくらいいるのか知らないが、調停官の数を増やして調停官がもっと関与すれば調停成立の割合も増えてくるのではないかと思う。家庭裁判所の調停手続では、裁判官が手続に積極的に関与する取組をされているやに聞いていることから、簡易裁判所の民事調停でも同様に取り組まれてはいかがか。ただし、調停官の数を増やすというとなかなか厳しいものがあるかもしれない。

次に、調停手続では臨機応変に対応することも必要なところがあるが、私が経験したことだが、家賃の支払の事案で、調停手続が終了した10分後に、やはり当事者本人が了解すると言ったのでやり直してほしいと申し入れたが、すでに手続が終了していることからやり直すことはできないと断られ、新たに調停を申し立てるようにと言われた。当事者本人が了解していることからもっと柔軟に対応してもらいたかった。

最後に質問であるが、福岡簡易裁判所において特定調停事件が増加しているが、今後も増加する傾向にあるのか。

◇ 福岡簡易裁判所において特定調停事件が増加している点については、おそらく福岡簡易裁判所特有の傾向であると思われる。特定調停事件の相手方である業者が特定の業者であり、当該業者は、弁護士及び司法書士が任意整理

をする場合に、将来利息のカットについて、当該業者以外の業者は訴訟外で 応じるが、当該業者は特定調停手続においては応じることから、当該業者に 関してのみ特定調停が申し立てられるという事情がある。

また、調停主任裁判官や調停官が、調停手続に積極的に関与すべきとのご意見については、最近では民事調停の紛争解決機能の強化に努めているところであり、調停主任裁判官及び調停官は、調停手続に積極的に関与しているところである。特に事実認定や法的評価が問題となる事案については、法的な観点を踏まえた調停をしなければならないということで、調停手続の初期段階から調停主任裁判官や調停官が積極的に関与している。

□ 過去には調停主任裁判官や調停官が、調停手続にあまり関与していなかったこともあったかもしれないが、ここ数年は、調停の機能の充実ということをかなり言っており、仮に裁判になった際はどのような結果になるかということも見据え、調停委員会として法的観点を踏まえた解決策を示して、当事者に説明し、説得を行っていこうとやっている。ただ、弁護士委員が実際に民事調停事件において経験されたことについては、素直に受け止めなければならないと思っている。

民事調停の質を高めることは最も重要なところであるが、調停手続を広く知ってもらうという面もあろうかと思われる。調停手続が利用しやすいものとなるために「ワンタイム方式」や「ワンストップ方式」などに取り組んでいるが、PRの方法などについてご意見を伺いたい。

- 手続案内センターには、調停手続を利用するかどうか迷いながら足を運ばれ、手続案内を受けた上で、民事調停を申立てる方と申立てない方は、それ ぞれどれくらいの割合になるのか。
- ◇ 割合は承知していない。おっしゃるとおり利用するかどうか迷いながら手 続案内センターに来られる方が多いと思われる。手続案内センターに来られ た方には、まず、具体的にどのような事案なのかを聞いた上で、調停手続の

利用促進という面から、まずは調停手続を案内しているところである。手続 案内において調停手続のメリット及びデメリットをよく理解していただいた 上で調停手続を選択される方もいらっしゃる。

- 私の職場である大学では、相談室においてカウンセリングを行っており、カウンセリングを受けたいと電話がかかってきた場合に、電話に出た相談員の対応によって、実際のガイダンスまで至る場合と、電話だけで受付に来られない場合もある。大学では電話での問合せの件数、うちガイダンスに至った件数などを把握している。裁判所では、手続案内センターまで来られた方について、その後、どうなったかというところは把握されているのか。
- ◇ データまではとっていない。手続案内センターに来られた方に対しては、 民事訴訟、少額訴訟、支払督促、民事調停の手続について、それぞれの手続 のメリット及びデメリットを説明し、最終的にどの手続を選択するかは本人 に決めていただくという流れである。
- もっと分析をすることが必要なのではないか。電話での相談員の対応の結果,ガイダンスにつながらなかった場合には,どんな原因があったのか分析を行っている。
- △ 私の職場である病院でも、利用者の分析というのは非常に重要である。手続案内センターを見学させてもらったが、すりガラスの向こうにこんな受付があるということが初めて分かった。本来は手続案内センターという案内表示が前面に出ていないといけないが、実際の案内表示は小さなものだった。これでは悩みを抱えて来た人に対し、ぜひここに来てくださいと感じられない。極めて事務的で素っ気なかった。また、数字を把握していないというのは今の時代において信じられない。民事調停の事件数を増やした方がいいと思われて増やそうとしているのか。えらく減ったから困ったというように感じたが、事件数が減ってるというのはいいことではないのか。民事調停が減ったことで民事訴訟が非常に増えているということでなければ、やはり民事

調停事件を増やした方がいいのか。増やすのであれば、数値目標が必要なのではないか。企業では数値目標を定め、データ分析して、不足するところを変えるというやり方になってきている。データが何もない状況という体質的なこともあるかと思われる。実は、病院も大きく変わってきたところがある。昔は当然のようにみんなが治してくださいと言ってくるので、次はこうしましょうとか手術をして考えましょうとしていたところであるが、現在の病院では、手術はこうなって抗がん剤による治療を行って効かなければ、緩和ケアに移ることになるなど、全部ルートを見せて理解をしてもらっている。裁判所では、手続案内センターに来られた人に、このような見える努力がされていないのではないか。

- ◇ 民事調停を増やすべきものかどうかについては、世の中に民事調停で解決すべきトラブルが何もなければ構わないと思うが、おそらくそうではなく、トラブルは発生するものだと思われ、例えば、近隣とのトラブルについて何回も話し合っても解決できない場合、近隣であるため訴訟をすることも角が立つことから、トラブルがくすぶっているということがあると考えている。
- △ そうであれば、手続案内センターに手続の相談に来たのに、申立てること なく帰ってしまうのはなぜかという分析が必要ではないか。
- ◇ トラブルを抱えている人が、まず裁判所まで足を運んでもらえるのかという問題がある。一般広報の効果として、裁判所に民事調停という話合いで解決を図るという柔軟な手続があるということを知ってもらえば、足を運んでもらえるのではないかと考えているところではある。
- 民事調停の事件数が減ってきているとの説明があったが、最近はいさかいが少なくなってきているのではないかと思う。最近、私の近隣で行われた国土調査において、近隣の土地との境界や道路との境が分からないところが、昔からの土地の問題でもあることから区長さんに相談し、間に入ってもらったことがあった。民事訴訟などではなく、地元のトップである区長さんなど

に間に入ってもらい解決するような方法があることから,地元で解決できる ことは,地元で解決した方が良いのではないか。

- □ 現在,地元で区長さんのような役割をしてくださる方が少なくなってきているのではないかと思われる。地域や家庭内での紛争解決機能が低下している状況において,泣き寝入りや合理的でない解決をしてしまうというのは相当ではないことから,民事調停という手続を利用してもらうと良いのではないか。紛争の解決手段として本来利用されるべきである民事調停があまり利用されていないのではないかと懸念しているところである。
- 民事調停事件の動向を見ると、最も多かった平成15年前後が異常で、平成22年ころから横ばいとなっていることから、このくらいが普通なのかなと感じた。地域における紛争解決機能が低下している中でそれを代行すべき民事調停の紛争解決能力を高めたいのであれば、実際に利用した方の声とか、具体的にどうなったかとか、手続相談に来たけど帰った方とかは何が不満だったかなど、やはり分析が必要ではないかと思った。
- 裁判所の手続案内センターは、弁護士会の相談センター及び法テラスの相談センターと比較してプライバシーへの配慮がないと思う。「ワンストップ」「ワンタイム」で行うとした場合、プライバシーにあたることも話さなければならないことになるが、普通の人であれば嫌がるのではないか。弁護士会の相談センター及び法テラスの相談センターでは、相談に来られた方の待合場所は一緒であるが、受付後は個別の部屋で、具体的な相談を受けることとなる。裁判所の手続案内センターには、人が来たがらないだろうなと思う。弁護士会の相談センター及び法テラスの相談センターでは、相談に来られた方ごとに番号を付し、相談内容や相談後の処理状況などの情報を引き継ぐとともにチェックするシステムになっている。裁判所では相談に来られた方の情報(名前・住所・電話番号等)は把握しているのか。相談後に、相談に来られた方に対し、その後どうなったのか問合せもできないのではないか。受

付の段階で相談に来られた方の属性をどれくらい把握されているのか。相談 に来られた方について、番号を付すなどして管理すべきである。また、プラ イバシーへの配慮が全くないと思う。

- 手続案内センターを見学させてもらった。相談に来られた方が相談カウンターに並んで相談することになるが、カウンターの向こうには裁判所職員がたくさんおり、カウンター越しに裁判所職員が目に入ってくるような状況で相談するのはいかがかと思われる、例えば、裁判所職員が見えなくなるような衝立を設置したり、別の小部屋で相談を受けることができればと思う。
- 消費生活センターで相談を受けて、民事調停手続を案内することが多い相談内容としては、敷金返還請求、原状回復請求などがあるが、先ほど説明された調停手続において、実際に現地に赴く現地調停を行う場合でも当事者には費用の負担がないというメリットは伝えていなかった。裁判所で用意されている民事調停申立の書式は消費生活センターにも備え置いてあることから、自分で書いて作成するのも難しくはないと聞いている旨を説明するが、裁判所に提出する書類を自分で書くことには不安がある人が多く、例えば、裁判所の書式には「金員を支払え。」という文言が記載されているが、一般の方には不慣れで難しく感じてしまうと思われる。費用についても、印紙代については、裁判所のウェブサイト上に具体的に必要な金額が掲載されているが、郵便切手については、印紙代の他に若干の郵便切手が必要である旨しか記載されていないので、一般的に必要な金額でもよいので掲載した方が良いと思う。裁判所へ行くこと自体についても敷居が高いし、費用が掛かると思われているので、そのあたりの不安を解消する情報を発信してほしい。
- □ 裁判所は、公平・中立の立場であることから、裁判所が行う相談にも限界がある。相談といってもあくまでも手続の説明である手続案内しかできず、 事件の中身について、紛争の一方当事者からの言い分を詳細には聞けないところがある。相談に来られる方は、相談するトラブルについてどう対応した

らいいのか、どうしたら訴訟等で勝てるのか、どうしたら自分の主張が通る のかというのが主たる目的であることが多いが、そこは裁判所としては言え ない立場である。

- △ 申立書式について、これからはウェブサイト上で入力して、大体の自分の イメージを作っていくという人が増えてくるので、アプリのような形で、必 要事項を入力していくと書類が作れ、その後の手続の流れも説明していく方 が分かりやすいのではないか。また、この方法だと書式の作成状況、具体的 には、作成していたが途中でやめた場合などウェブで記録されるので、なぜ 途中でやめたのかなどの原因を分析することができることから工夫できるの ではないか。
- ◇ 郵便切手の具体的な金額については、手続によって郵便切手の内訳がかなり異なるところもあるが、裁判所によっては、ウェブサイトに掲載しているところもある。当庁においてもウェブサイトに掲載する方向で現在検討しているところである。申立書式については、いくつかの書式について掲載した方が良いのではという意見も出ているところである。

相談者の属性については、相談に来られた方に氏名・住所などについて相談カードを書いてもらっているが、相談だけで申立てにつながらないこともあることから分析まではしていない。

(7) 次回委員会(第48回)の予定

アテーマ

「労働審判制度について」

- ◎ 従前、委員にとられたテーマについてのアンケートのうち、まだ残っているのが「外国人の裁判の状況」であり、そろそろ実施されても良いのではないかと思われる。
- □ 外国人の裁判の状況について、民事事件とか刑事事件とか具体的にはど のようなところが論点となるのか。

- ◎ 当時,私が思ったイメージでは刑事裁判であった。
- □ 外国人が被告人となっている事件の現状や審理ということか。
- ◎ 次回実施するには、現段階では、まだ準備がかかるようなので、そのうち実施されたい。他に特に私の方では意見はないので、裁判所でお考えのテーマがあればご提案いただきたい。
- □ 現在,「働き方改革」や「裁量労働制」などについて,報道でも取り上げられており,また,社会的な問題にもなっている状況にある。労働に関する個別紛争を3回以内の期日で早期に解決しようとする労働審判は,司法制度改革により始められ,相当数の利用がされている。そしてこの労働審判制度は,裁判官だけではなく,労働審判員という経営者側及び労働者側の専門家も加わった労働審判委員会が,紛争解決に当たるという特色も持っている。

そこで、福岡における労働審判の状況をご説明して、労働審判の運用等 について、委員のご意見を伺って参考にさせていただきたい。

- ◎ 労働審判についてテーマとするならば、労働審判を主宰する裁判官だけでなく、経営者側及び労働者側の労働審判員にそろって御参加いただき、 御説明をいただくと参考になると思う。
- □ 次回テーマを「労働審判制度」とし、経営者側及び労働者側を出身母体 とする各労働審判員にも参加いただけるよう手配したい。

なお, 「外国人の裁判の状況」については, 次々回以降のテーマとして 検討したい。

イ 日時

平成30年7月13日(金)午後3時から(1時間30分程度)

以上